

秋田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

令和4年3月25日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認めあう社会の実現を目指すため、性的少数者の生きづらさを解消し、誰もが生き生きと生活できることを目的として、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ関係 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2者間の関係であって、その一方又は双方が性的少数者であるものをいう。
- (3) パートナー パートナーシップ関係を宣誓しようとする相手又はパートナーシップ関係にある相手をいう。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップ関係にある旨の宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) いずれか一方が、市内に住所を有している又は3月以内に市内への転入（新たに市内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情

にある者を含む。)がないこと。

(4) パートナー以外の者とパートナーシップ関係にないこと。

(5) 宣誓に係る当事者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条および第735条の規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップ関係にある旨の宣誓をしようとする双方（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を自ら記入し、当該書類を市長に提出するものとする。この場合において、当該申請者の一方又は双方が自ら当該書類に記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。

(1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）

(2) パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）

2 前項の規定により宣誓書および確認書を提出する際は、次の各号に掲げる書類（パートナーシップ関係にある旨の宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。）を宣誓書に添付するものとする。

(1) 申請者の住民票の写し（市内への転入を予定している場合にあっては、その事実を確認することができる書類）

(2) 申請者に係る戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他の現に婚姻をしていないことを証明する書類

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、同項に定める書類に類する書類をもってこれに代えることができる。

4 宣誓書の提出は、市長が指定する場所において、又は郵送により行うものとする。

(通称の使用)

第5条 申請者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）など市長が特に理由があると認める場合には、戸籍上の氏名に代えて、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称」という。）を使用することができるものとする。

(市内への転入)

第6条 申請者が市外に在住し、今後一方又は双方が市内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）は、第4条の規定により宣誓した日から3月以内に、市内への転入を証する住民票の写しを市長に提出しなければならない。

(本人確認)

第7条 市長は、申請者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、申請者の顔写真が添付されたもの（市長が認めるものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める書類

2 通称を使用する場合は、市長は、日常生活においてその通称を使用していることを確認することができる書類（社員証、郵便物等）の提示を求めるものとする。

(受領証および証明カードの交付等)

第8条 市長は、第4条第1項に規定する書類を提出した申請者が第3条各号に規定する宣誓の要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）および秋田市パートナーシップ証明カード（様式第4号。以下「証明カード」という。）を当該申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、申請者が第5条の規定により通称を使用したときは、証明カードの表面に通称を、裏面に氏名を記載するものとする。

3 市長は、申請者が転入予定であるときは、第1項の規定にかかわらず、転入予定者受付票（様式第5号。以下「受付票」という。）を交付し、その後、第6条の規定による住民票の写しの提出があったときは、受付票と引換えに、同項の規定により受領証および証明カードを交付するも

のとする。

(事前調整)

第9条 市長は、第7条の規定による本人確認ならびに前条の規定による受領証および証明カード又は受付票の交付を行うに当たり、場所その他必要な事項をあらかじめ申請者と調整するものとする。

(受領証および証明カードの再交付等)

第10条 第8条の規定により受領証および証明カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、紛失、毀損その他の理由により当該受領証又は証明カード又は受付票の再交付を必要とするときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第6号。以下「再交付申請書」という。)によりその再交付を申請することができる。ただし、次条第1項、第12条第1項又は第13条第1項の規定に該当する場合は、この限りでない。

2 第7条および前条の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、第7条第1項中「申請者」とあるのは「第10条第1項の規定により再交付を申請する宣誓者」と、前条中「第7条の規定による本人確認ならびに前条の規定による受領証および証明カード又は受付票の交付」とあるのは「次条第2項の規定により準用する第7条の規定による本人確認ならびに次条第1項の規定による受領証および証明カード又は受付票の再交付」と読み替えるものとする。

(受領証又は証明カードの不正利用等)

第11条 市長は、宣誓者が受領証又は証明カードを不正に利用し、又は偽造し、もしくは変造したと認めるときは、当該受領証又は証明カードの返還を求めるものとする。

2 宣誓者は、前項の規定により返還を求められたときは、第13条の規定により、受領証および証明カードを市長に返還するものとする。

(無効となる宣誓)

第12条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とし、宣誓者は市長に受領証および証明カード又は受付票の返還をしなければならない。ただし、第2号に該当する場合は、当該事由が生じたときから将来に向か

ってのみ無効とする。

(1) 宣誓書又は確認書の内容に虚偽があったとき。

(2) 第3条第2号から第5号までに規定する宣誓の要件に該当しないこととなったとき（同条第2号に規定する要件にあっては、一時的に該当しないこととなった場合を除く。）

2 宣誓者は、前項の規定により返還を求められたときは、次条の規定により、受領証および証明カード又は受付票を市長に返還するものとする。
（受領証等の返還等）

第13条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号。以下「返還届」という。）により、市長に届け出なければならない。

(1) パートナーシップ関係が解消されたとき。

(2) パートナーが死亡したとき。

(3) 双方がともに市外へ転出したとき。

(4) 第11条第1項又は前条第1項の規定に該当するとき。

2 前項の規定により届出をする際は、受領証および証明カードを添付しなければならない。ただし、紛失、毀損その他の理由により添付が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による届出をする宣誓者が本人であることを確認するため、当該届出と併せて、第7条第1項各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

4 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、宣誓者に対し、提出された返還届に秋田市文書取扱規程（昭和48年秋田市訓令第5号）第11条第1項の規定に基づく収受印を押印した上で、提出された返還届の写しを交付するものとする。

5 第1項第4号に該当する場合であって、宣誓者が返還届を提出しないときは、市長は、当該宣誓者の受領証明書の交付に係る番号を市の公式ウェブサイトに掲示する等の方法により公表するものとする。ただし、その後に返還届が提出された場合は、公表は中止するものとする。

（個人情報 の 適切な 取扱い）

第14条 市長は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）等に基づき、適正に管理および保管をするものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。